

三島市災害時受援計画

令和7年3月

三 島 市

【改訂の経緯】

平成 30 年 2 月策定

- 令和 2 年 3 月改訂
 - ・三島市業務継続計画の改訂に伴う修正
 - (第 2 章 4 (2) ア災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務)
 - ・資料編 資料 2 の時点修正
- 令和 3 年 3 月改訂
 - ・三島市業務継続計画の改訂に伴う修正
 - (第 2 章 4 (2) ア災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務)
 - ・動員対策班と調整を行う職員の明確化
 - (第 2 章 5 (2) 各班(各課)の役割)
 - ・その他時点修正
- 令和 4 年 3 月改訂
 - ・三島市地域防災計画との整合(資料 3)
 - ・災害対策基本法の改正に伴う修正(資料 4)
 - ・その他時点修正
- 令和 5 年 3 月改訂
 - ・三島市地域防災計画との整合(資料 3)
 - ・その他時点修正
- 令和 6 年 3 月改訂
 - ・三島市地域防災計画との整合
 - (第 3 章 4 物資の受け入れ拠点、資料 3)
 - ・その他時点修正
- 令和 7 年 3 月改訂
 - ・その他時点修正

目 次

第1章 災害時受援計画の概要	1
1 本計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 受援の区分	2
4 人的資源の確保の考え方	2
5 適用する災害	2
第2章 人的支援	3
1 応援・受援の概要	3
2 人的支援の種類	3
3 受援対象となる業務の区分	4
4 受援が必要と予想される業務	4
5 受援に関する動員対策班と各班の役割	7
6 人的支援の受援の手順	9
7 応援職員等への携行要請物資	12
8 応援職員等の受入れに関する支援内容	12
第3章 物的支援	13
1 物的支援の概要	13
2 物的支援の受け入れ方法	14
3 各班の関係マニュアル	15
4 物資の受け入れ拠点	16
5 想定される救援物資	17
様式編	18
様式1 応援申し出受付簿	19
様式2 応援要請書	20
様式3 応援要請一覧表	21
様式4 大規模災害時における応援要請書	22
様式5 大規模災害時における応援受諾報告書	23
様式6 応援受入団体別一覧	25
様式7 応援受入名簿	26
様式8 応援受入状況報告書	27
資料編	28
資料1 自治体災害応援協定締結先一覧	29
資料2 民間事業者協定・覚書締結先一覧	31
資料3 自衛隊への応援要請	38
資料4 関係法令	42

第1章 災害時受援計画の概要

1 本計画策定の目的

- ・東日本大震災、熊本地震などの過去の大規模災害では、数多くの自治体、関係機関、ボランティアの方々が全国各地から駆けつけ、被災者の救援や復興に大きな力を発揮した。
- ・一方、広域的な応援に対し具体的な受入方法や自治体内での役割分担が確立していなかったこと、応援の受入れにあたり県と市町の役割分担が明確でなかったことなど、被災自治体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱があった。
- ・県の第4次地震被害想定によると本市の最大震度は6強となっており、甚大な被害が想定されることから、三島市単独での災害対応は極めて困難であると予想されるため、災害協定を締結している自治体職員はもとより、広域で派遣される自治体職員や防災関係機関、災害ボランティア等の人的支援及び物的支援などを上手に受け入れ、有効に生かしていく必要がある。
- ・これら全国からの支援を、迅速かつ効率的に受けるためには、受援対象の業務と受援に必要な事項をあらかじめ定めた受援計画を策定しておくことが、災害に強い自治体を構築する上で必要不可欠であることから「三島市災害時受援計画」を策定した。

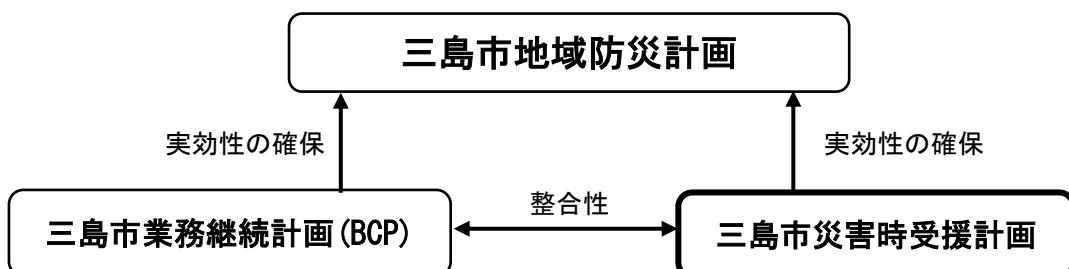
【「応援」「受援」の定義】

「受援」：災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的及び物的資源の支援・提供を受け効果的に活用すること

「応援」：災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること

2 本計画の位置づけ

- ・本計画は、防災対策の基本となる計画である三島市地域防災計画の実効性を確保するため、人的支援及び物的支援を受け入れるための手順を示した下位計画として位置づける。
- ・三島市業務継続計画（BCP）において特定された非常時優先業務を実施する優先順位と整合性を図りながら必要な資源を確保する計画とする。



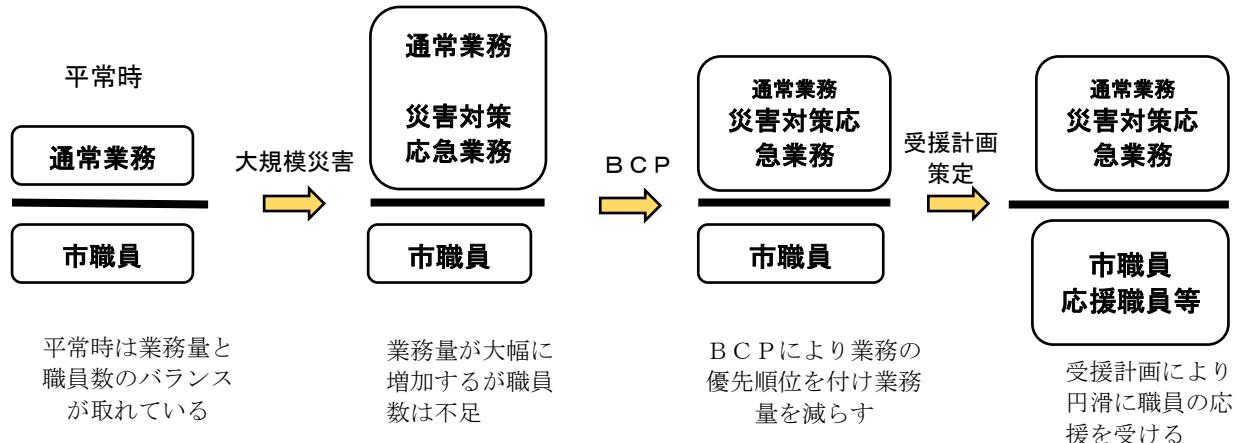
3 受援の区分

受援には、自衛隊・警察・消防・国土交通省を始めとする各部隊や災害時応援協定を締結している自治体、関係団体などから支援を受ける人的支援と他の自治体、民間団体などからの水、食料、生活用品などの物的支援に区分される。大規模災害時には、これらの支援を円滑に受けていくことが必要である。



4 人的資源の確保の考え方

- 大規模災害時には、通常業務に加え災害対応のための多くの業務を実施しなければならない状況となる。業務量については、業務継続計画（B C P）に基づき優先順位をつけて実施することにより減らし、職員数については、当計画に基づき自治体職員や防災関係機関、災害ボランティア等の人的支援を円滑に受け入ることにより増やし、大規模災害時であっても迅速で最善の方法で対応できるような体制を構築する。



5 適用する災害

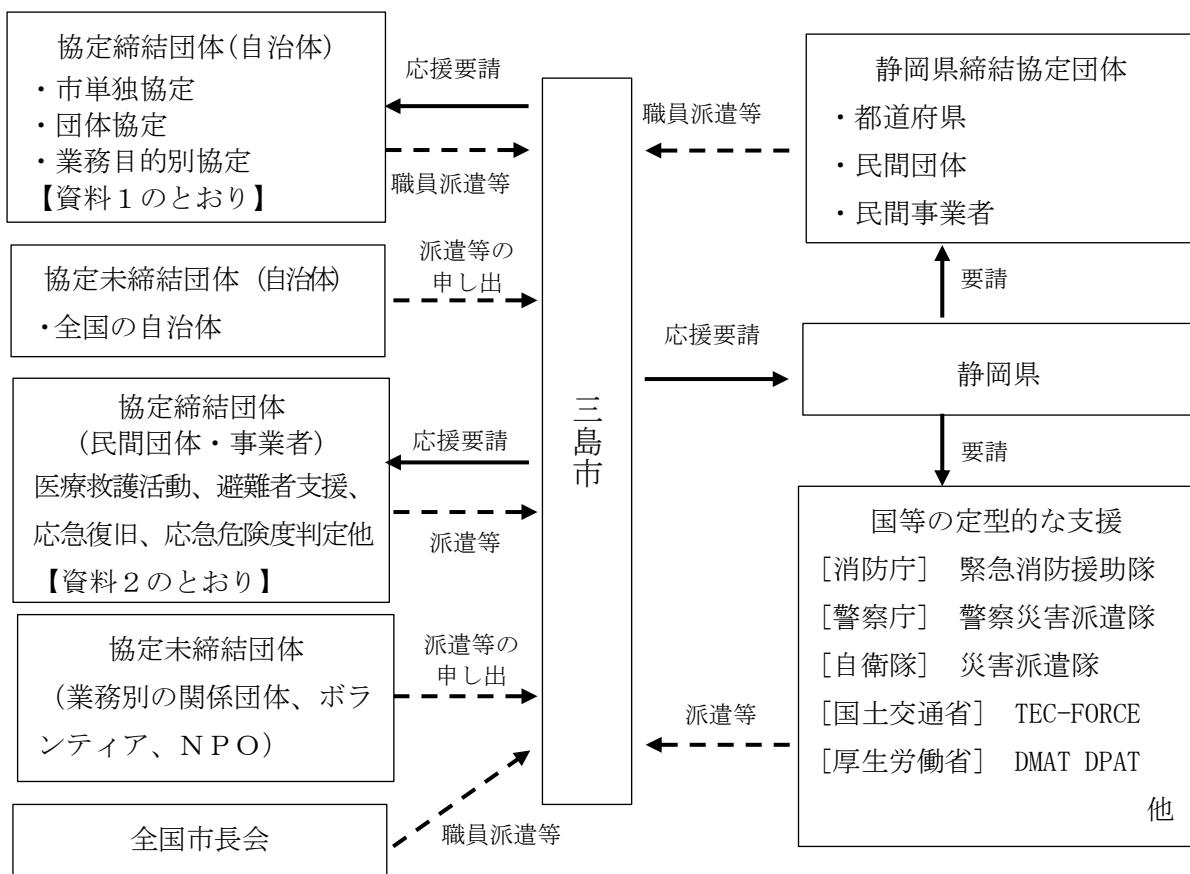
ア 市内で震度6弱以上の揺れを伴う地震が発生したとき

本計画は、業務継続計画（B C P）において特定された非常時優先業務等の執行に必要な資源を確保するとの観点から、適用する災害は、業務継続体制の想定事象と整合させる。

イ その他、大規模災害が発生し、災害対策本部長が受援の必要性を認めたとき

第2章 人的支援

1 応援・受援の概要

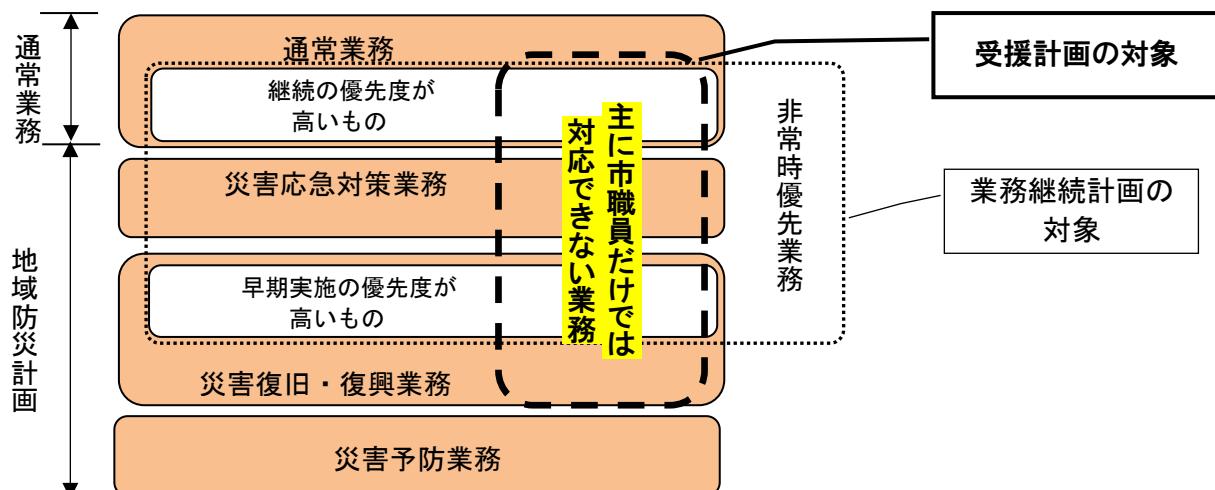


2 人的支援の種類

	区分	根拠
初動期・応急期・復旧期 (初期)	<p>災害対策基本法に基づく応援</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 	災害対策基本法に基づく市町村長等の間 (67条)、市町村長等と都道府県知事等の間 (68条)
復旧期 (中期以降)・復興期	<p>相互応援協定に基づく応援</p> <ul style="list-style-type: none"> 三島市との災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動は伴わない。 	各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等
復旧期 (中期以降)・復興期	<p>地方自治法に基づく派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う (派遣先の身分と併任)。 	地方自治法第252条の17第1項

3 受援対象となる業務の区分

- 受援の対象とする業務は、主に市職員だけでは対応することができない業務継続計画で定める非常時優先業務及び災害復旧・復興業務とする。
- 非常時優先業務とは、業務継続計画に位置付けられた大規模な地震発災時においても優先して実施すべき業務であり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。



4 受援が必要と予想される業務（三島市業務継続計画より抜粋）

(1) 応援体制

職員の応援体制は次に掲げるアからオの順番で対応するものとする。

- ア 発災後 72 時間は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響しない業務については、二次災害を防止する範囲の実施にとどめ、原則、班単位の参集人員で対応するものとする。
- イ アでは到底対応できない又は先送りすることができない業務は部内調整で対応する。
- ウ イで対応できない業務は本部による部間調整で対応する。
- エ ウで対応できない業務は広域受援又は他の自治体の応援体制で対応する。
- オ 会計年度任用職員については、基本的には所属部署の業務に従事することとするが、大規模災害発生時にあっては、可能な範囲で他の部署・班の業務に従事する。

(2) 受援が必要と予想される業務

ア 災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務

	担当班	業務内容	協定締結先等	流動元の班・協力関係団体					
				A	B	C	D	E	F
				3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヵ月以内
1	現地配備員	避難所運営	県鍼灸マッサージ師会・三島県鍼灸師会東部支部				他自治体ボランティア	他自治体ボランティア	他自治体ボランティア
2	災害廃棄物処理班	災害廃棄物の運搬	三島市一般廃棄物組合 一般廃棄物処理委託業者			作業班	作業班	他自治体	他自治体
3	遺体措置班	遺体収容所の管理	㈱農協葬祭 ㈱平安 佐藤葬具店 ときかわ ベルホール 県葬祭業組合 全日本冠婚葬祭互助協会		自衛隊警察	自衛隊警察	自衛隊警察	自衛隊警察	自衛隊警察
4	保健・医療班	救護所の設置・運営	三島市医師会 三島市歯科医師会 三島市薬剤師会	幼稚園	幼稚園	幼稚園 J M A T (※注)	幼稚園 J M A T		
5		健康相談	看護協会三島支部 順天堂大学			幼稚園	他自治体	他自治体	他自治体
6	救援物資管理班	災害救援物資集積所の管理	横浜ゴム㈱ トラック協会 佐川急便㈱ ㈱シンエイ		保育園	保育園	保育園 ボランティア	他自治体ボランティア	他自治体ボランティア
7	被災者支援班	被災者支援総合窓口の設置、災害弔慰金・被災者生活再建支援金・災害義援金の支給	㈱S B S 情報システム					部内流動	他自治体
8	災害ボランティア班	ボランティア本部の設置・運営支援	社会福祉協議会 災害ボランティアコーディネーター 日本大学		部内流動	ボランティア	ボランティア	ボランティア	ボランティア
9	要配慮者班	要配慮者支援				部内流動	部内流動	他自治体 部内流動	他自治体
10		福祉避難所の設置・運営支援	特別養護老人ホーム 民間保育園 障がい者施設			部内流動	部内流動	他自治体 部内流動	他自治体
11	物資調達班	避難所への食料・物資搬送	トラック協会 佐川急便㈱ ㈱シンエイ		作業班	作業班	作業班	作業班	作業班
12	罹災証明家屋調査班	被害認定調査、罹災証明書発行	県土地家屋調査士会 ㈱S B S 情報システム				他自治体	他自治体	他自治体
13	農業班	農地、農林道治山施設の被害調査・応急復旧措置			部内流動	部内流動	部内流動	部内流動	部内流動
14	滞留旅客支援班	滞留旅客支援	東海旅客鉄道㈱ 駿豆線沿線地域活性化協議会 市民文化会館指定管理者		部内流動	部内流動	部内流動		

15	道路・河川班	緊急輸送路の確保 道路・河川・橋梁被害調査・復旧	建設事業協同組合 建設業協会 電設業務協会 地質調査業協会 測量設計業協会 造園建設業協会	作業班 警察 静岡県 国土交通省	作業班 自衛隊 警察 静岡県 国土交通省	作業班 自衛隊 警察 静岡県 国土交通省	作業班 自衛隊 警察 静岡県 国土交通省	作業班 自衛隊 警察 静岡県 国土交通省	作業班 自衛隊 警察 静岡県 国土交通省
16	危険家屋調査班	応急危険度判定 民間建築物の災害復旧の指導	応急危険度判定士		文化財班	文化財班	文化財班	他自治体	他自治体
17	被災者住宅班	応急仮設住宅建設・入居						本部事務局 他自治体	本部事務局 他自治体
18	水道班	水道の被害調査・応急復旧	日本水道協会 三島市指定上下水道工事店協同組合 シーデーシー情報システム㈱		作業班 静岡県	作業班 自衛隊 静岡県	作業班 自衛隊 静岡県	作業班 他自治体 自衛隊 静岡県	作業班 他自治体 自衛隊 静岡県
19	下水道班	下水道施設の被害調査・復旧措置 仮設トイレの設置	日本下水道協会 三島市指定上下水道工事店協同組合 日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会 伊豆総業㈱		作業班 静岡県	作業班 静岡県	作業班 静岡県	他自治体 静岡県	他自治体 静岡県
20	教育班	学校施設の被害調査・応急復旧措置			部内流動	部内流動	部内流動	部内流動	部内流動
21	生涯学習班	生涯学習センター・公民館の被害調査、応急復措置、施設管理			部内流動	部内流動	部内流動	部内流動	部内流動

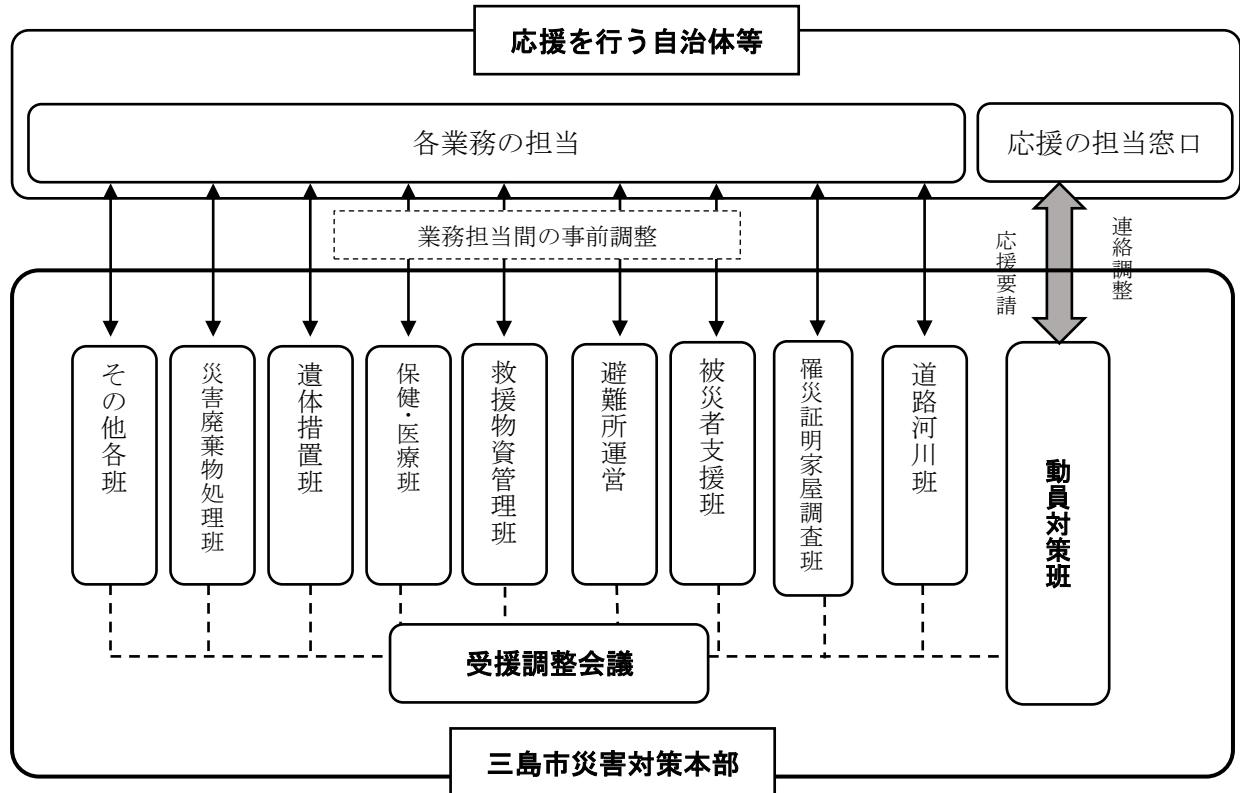
※注 J M A T : 日本医師会災害医療チーム (Japan Medical Association Team)

イ 通常業務

1	市民課	・死亡届の受領に関する事 ・火葬場との連絡調整に関する事 ・埋火葬許可証の発行に関する事 ・住民基本台帳ネットワークシステムに関する事 ・住民基本台帳及び戸籍に関する事
2	廃棄物対策課	・一般廃棄物の収集・運搬に関する事
3	地域包括ケア推進課	・在宅高齢者の福祉業務に関する事
4	課税課	・固定資産税の減免調査に関する事

5 受援に関する動員対策班と各班の役割

【応援自治体等との基本的な関係】



(1) 動員対策班の役割

① 受援に関する状況把握・とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 府内全体の不足する職員数（人的ニーズ）をとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か）。 受け入れ後には、府内全体の人的応援の受け入れ状況をとりまとめ一元管理する。 自治体への不足する物資（物的ニーズ）の要請は、物資調達班で取りまとめ、動員対策班と共有する。
② 資源の調達・管理	<ul style="list-style-type: none"> 人的ニーズと、現状の受け入れ状況から過不足の人数を整理する。 今後、求められる業務内容を各班と協議し、必要となる職員数を見積もる。 協定締結自治体等に対し、必要となる人的支援及び物的支援を要請する。物的支援の要請は、物資調達班で取りまとめるが、人的支援と同時に実施する場合には動員対策班が一括して要請する。 応援受け入れ団体別一覧（様式第6号）を作成して資源管理を行う。
③ 受援調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 各班／課の受援を必要とする業務と必要人数を把握するため、要請する班の参加のもと受援調整会議を開催する。 要請の人数と受援の人数に差異がある場合には受援調整会議により調整する。 ①でとりまとめた結果を各班／課と共有する。

④ 応援職員への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の宿泊場所の確保及び応援職員による定例ミーティングの開催場所が必要である場合にはその提供に努める。 ・各班／課の業務担当窓口による適切な執務環境を把握する。
------------	--

(2) 各班（各課）の役割

① 受援に関する状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の実施における人的ニーズ及び物的ニーズをとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）。 ・各業務における人的応援の受け入れ状況をとりまとめる。
② 資源の調達・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人的ニーズと、現状の受け入れ状況から、資源の過不足を整理する。 ・市職員と応援職員の業務分担を明らかにする。 ・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。 ・今後、必要となる人的資源を要請し、人員配置を計画する。
③ 動員対策班への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・①でとりまとめた結果を、動員対策班に報告する。 ・動員対策班との調整は、原則、担当係長が行う。
④ 調整会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・動員対策班が主宰する受援調整会議に参加する。
⑤ 応援職員への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。 ・動員対策班と連携し、応援職員の待機場所の確保に努める。

6 人的支援の受援の手順

(1) 本部運営班による要請

ア 対象となる団体

- ・自衛隊、TEC-FORCE（国土交通省）、緊急消防援助隊（消防庁）、警察災害派遣隊（警察庁）

イ 応援要請等の流れ

- ・災害対策基本法又は個別に定められた方法により要請する

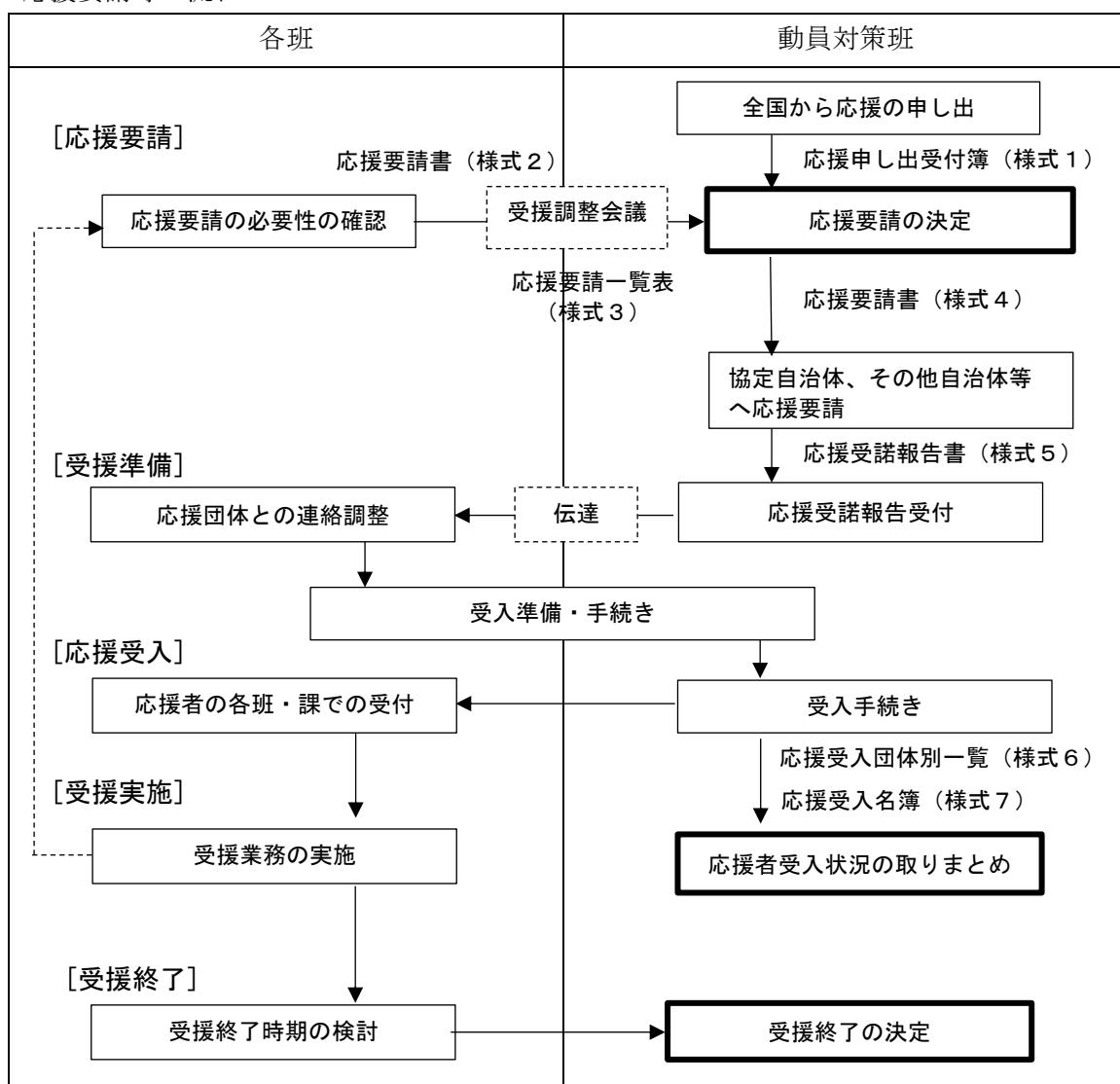
(2) 動員対策班を経由した応援要請等の流れ

動員対策班（災害対策本部）を通じた応援の要請から終了までフロー及び手続きは次のとおりとする。

ア 対象となる団体

- ・危機管理課が災害協定を締結した自治体
- ・応援の申し出のあった自治体
- ・全国市長会などの団体

イ 応援要請等の流れ

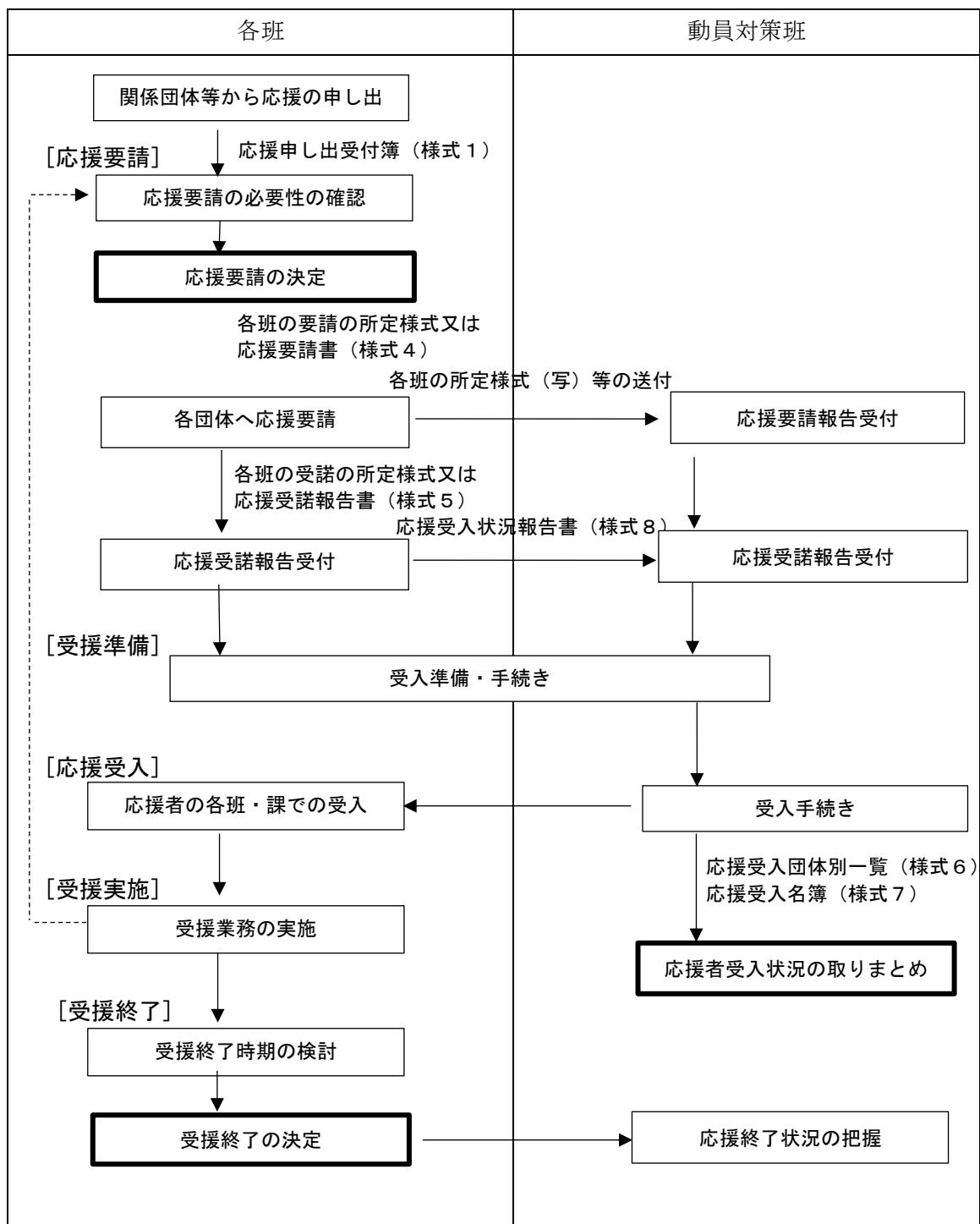


(3) 各班・各課が直接行う応援要請等の流れ

ア 対象となる団体

- ・各班の関係団体（災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、建設事業関係団体、日本水道協会、日本下水道協会 他）
- ・各班／課が災害応援協定を締結した団体
- ・各班／課の業務を特定し直接応援の申し出があった団体
- ・その他、直接要請した方が円滑であると考えられる団体

イ 応援要請等の流れ

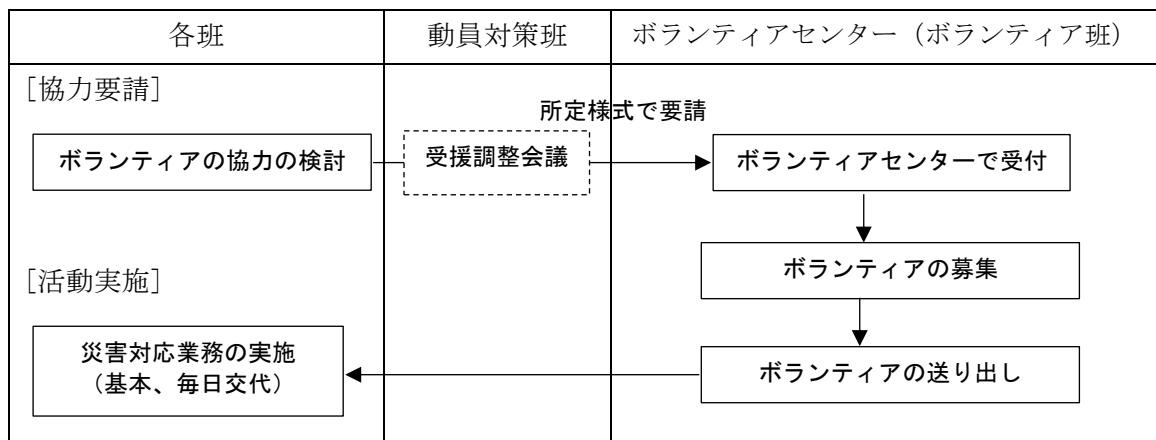


(4) 一般ボランティアによる協力要請の流れ

ア 一般ボランティアの想定業務

- ・避難所運営の支援
- ・災害救援物資集積所での仕分け作業
- ・ボランティアセンターの運営
- ・その他、人手を必要とする業務

イ 協力要請の流れ

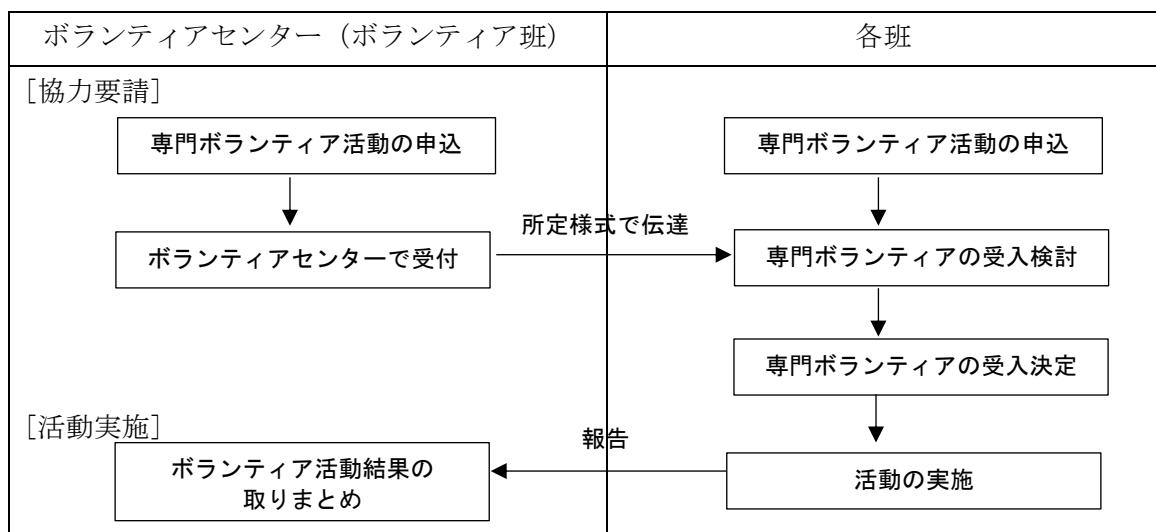


(5) 専門ボランティアによる協力要請の流れ

ア 想定される専門ボランティアと関係する班

- ・外国語通訳（本部運営班）
- ・獣医師、動物愛護団体（環境対策班）
- ・医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・精神保健福祉士・助産師・社会福祉士（保健・医療班）
- ・土地家屋調査士（罹災証明家屋調査班）
- ・建築士、応急危険度判定士（被災者住宅班）
- ・土木業者、建築業者、被災宅地危険度判定士（道路・河川班）
- ・水道事業者・下水道事業者（水道班・下水道班）

イ 協力要請の流れ



7 応援職員等への携行要請物資

災害の規模や被災の状況により応援者へ物資等の提供が困難であることも想定されたため、応援者に対して相当日数の物資等の携行を要請する。

<input type="checkbox"/> 食料・飲料水	<input type="checkbox"/> パソコン
<input type="checkbox"/> 寝袋、毛布等	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> 携帯電話、無線等通信機器	<input type="checkbox"/> 車両等移動手段及び燃料
<input type="checkbox"/> 個人装備品（防寒着、ライト、ヘルメット、マスク、手袋等）	<input type="checkbox"/> カーナビゲーション、地図

8 応援職員等の受入れに関する支援内容

- 応援職員等の受け入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供する。応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は滞在することとなるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

（1）応援職員への支援内容

項目	内 容
宿泊場所の提供	<ul style="list-style-type: none">応援職員の宿泊場所は、市内の宿泊施設又は公共施設を確保することを基本とするが、市内での確保が困難である場合には、市外の施設を含めて斡旋する。 <p>市内の紹介先：三島市旅館組合の宿泊施設、その他宿泊施設 公共施設：生涯学習センター、中郷公民館、箱根の里、老人福祉センター</p>
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。応援側の駐車スペースを確保に努める。 <p>現地本部：本館・中央町別館の会議室、生涯学習センター</p>
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">執務を行う上で必要な文具や必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

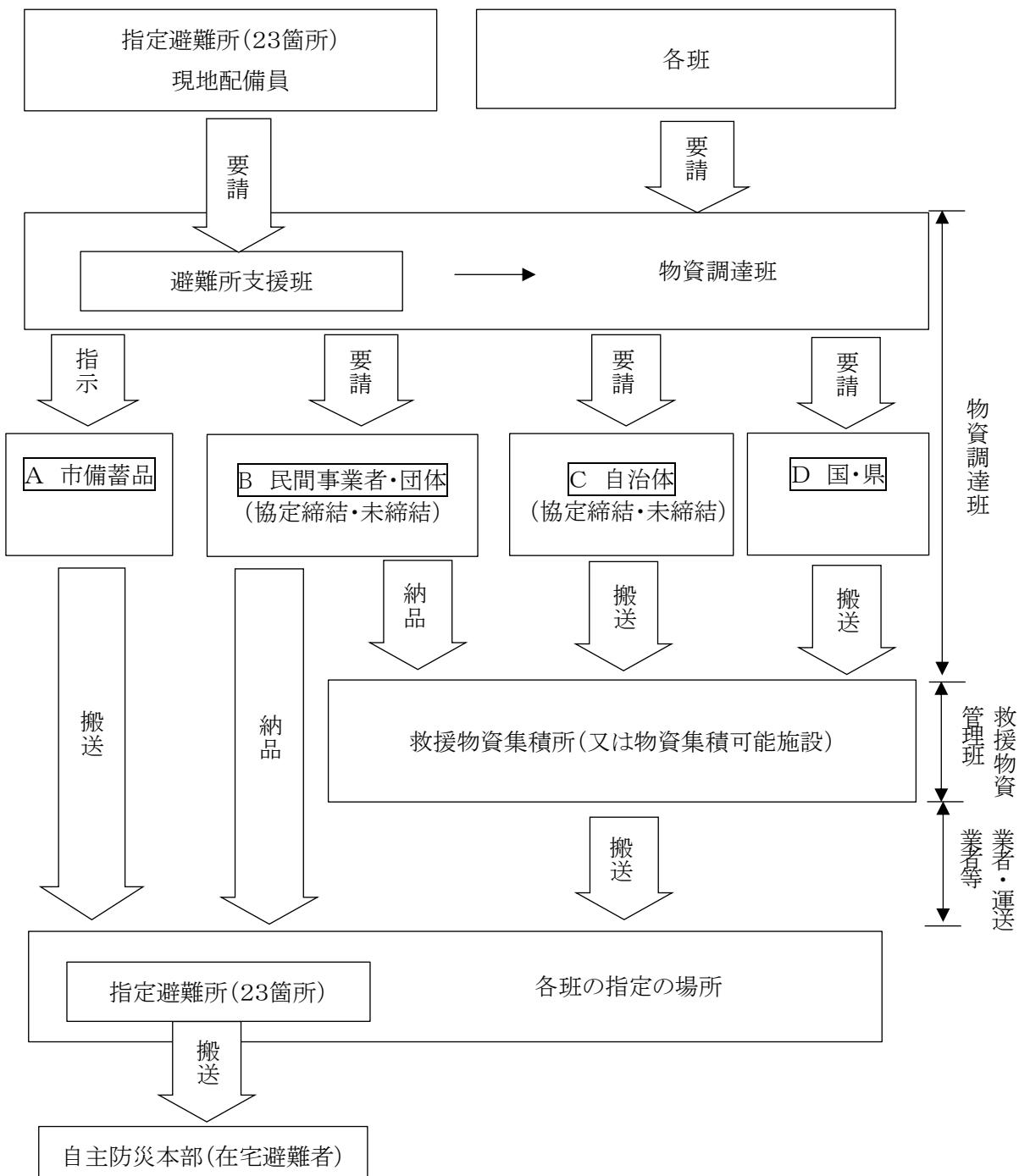
（2）主な機関・団体の活動拠点

応援団体	名 称	所在地
自衛隊	南二日町多目的グラウンド	南二日町 22-10
警察	山中城跡駐車場	山中新田 410-4
	市民文化会館	一番町 20-5
	フルーツパーク（活動拠点）	塚原新田 181-1
災害ボランティア	三島市社会福祉会館（ボランティアセンター）	南本町 20-30
	日本大学国際関係学部体育館（ボランティアセンター・活動拠点）	文教町 2-31-145
他自治体・協定締結機関等	三島市役所	北田町 4-47

第3章 物的支援

1 物的支援の概要

- ・食料・物資などの物的な要請は、各班及び指定避難所からの要請に区分される。まずは、市備蓄品の支給、民間事業者・団体、(協定締結・未締結)、そして他の自治体又は国・県への要請の順に要請する。



2 物的支援の受け入れ方法

区分	説明
A 市備蓄品	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災センター、コミュニティ防災センターの食料・物資等の備蓄品の支給 <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、住民は自ら備蓄した食料・物資により生活する。 ・指定避難所では、各避難所で備蓄した食料・毛布・物資により避難生活を行う。 ・各班、指定避難所で不足する場合には、物資調達班は備蓄品を搬送する手配をする。
B 民間事業者・団体 (協定締結・未締結)	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定を締結している民間事業者や団体、未締結の民間事業者等からの提供による物資及び一般の民間事業者への発注による物資調達 <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班からの要請に基づき、物資調達班は在庫状況を確認したうえで、協定に基づき優先的に納品が可能である民間事業者に物資の納品を要請し、調達する。 ・協定締結の民間事業者でも調達が不足する場合には、一般の民間事業者にも要請し、調達する。
C 自治体 (協定締結・未締結)	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援協定自治体、全国市長会、申し出のあった全国の自治体等 <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班からの要請に基づき物資調達班は、在庫状況を確認したうえで協定締結自治体等に物資の提供を要請し、調達する。
D 国・県 南海トラフ地震における静岡県受援計画抜粋	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部及び県を通じた国・民間事業者からの救援物資 <p>実施方法</p> <p>[発災直後から概ね3日目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営班は、救援物資管理班に対し県が輸送する物資の受入拠点（物資受入拠点）の開設を指示し、その後、県に開設状況を報告する。 ・物資調達班は、県に対し調達を必要とする緊急物資の要請を、品目別の数量を集約してふじのくに防災情報システム（FUJISAN）等により行う。 ・発災後3日目までは、県において緊急物資及び輸送手段の確保が困難であることが想定されるため、真に必要な緊急物資を、

	<p>可能な限り優先順位を明確にして要請を行う。</p>
	<p>[発災後概ね4日目以降から7日目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資調達班は、原則として国が実施するプッシュ型支援物資の品目（食料、毛布、紙おむつ（小児用、大人用）、育児用調整粉乳、携帯トイレ／簡易トイレ）にないものに限り、県に対しFUJISAN等により緊急物資調達要請を行う。
	<p>[発災から概ね1週間以降]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、市の被害及び災害応急対策の状況、輸送手段及び要員の確保状況等を考慮の上、物資受入拠点へ輸送する方法から、市が広域物資輸送拠点に緊急物資を受け取りに行く方法に、輸送方法を順次切り替えるため、救援物資管理班は、これに対応する輸送手段及び要員を確保する。
E 各家庭・団体からの 救援物資	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数からの小口の救援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間がかかるため、原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を広報する。

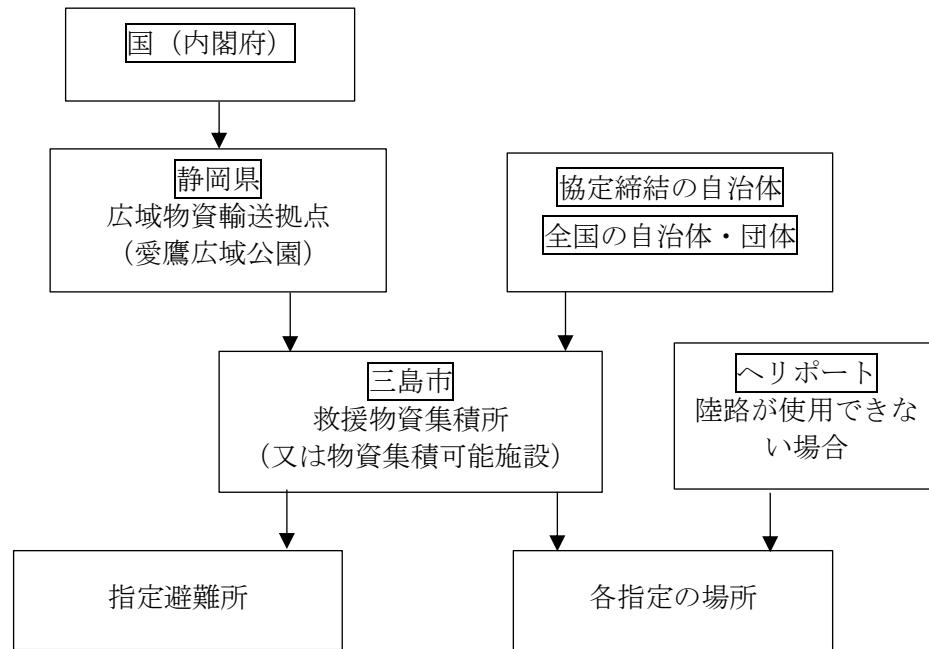
3 各班の関係マニュアル

救援物資管理班、物資調達班、避難所支援班は別に定める運用マニュアルに基づき実施するものとする。

班名	運用マニュアル
救援物資管理班	災害救援物資集積所運営マニュアル
物資調達班	被災者支援物資供給マニュアル
避難所支援班	同上

4 物資の受け入れ拠点

国、県、全国の自治体等からの救援物資は、救援物資集積所にて受け入れることとするが、収容スペースを超えた場合には、平常時に協定を締結している物資集積可能施設を活用するものとする。



【各拠点の場所】

区分	拠点名	施設名	所在地	他の利用
三島市	救援物資集積所	市民体育館	文教町 2-10-57	
	物資集積可能施設 (協定締結施設)	三島青果市場	市山新田 144-1	
		フルーツパーク	塚原新田 181-1	緊急消防援助隊
		日本大学国際関係学 部体育館	文教町 2-31-145	災害ボランティア センター
県	広域物資輸送拠点	愛鷹広域公園	沼津市足高 202	

※東レ㈱のグラウンド及び体育館は、災害時の協力について申し出あり（災害協定未締結）

【ヘリポート基地予定場所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号	面 積	機種別
日本大学三島高等学校グラウンド	文教町 2-31-145	980-0805	12,197 m ²	中型
日本大学御園グラウンド	御園 569-3	980-0805	10,904 m ²	中型
静岡県総合健康センター広場	谷田 2276	054-221-2438	4,500 m ²	小型
長伏グラウンド（北側駐車場）	長伏 274-3	977-3800	9,258 m ²	大型

5 想定される救援物資

区分	説明	
水・食料	<input type="checkbox"/> 食料（おにぎり、パン） <input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> 飲料水
生活用品	<input type="checkbox"/> 毛布、寝具 <input type="checkbox"/> 食器、はし <input type="checkbox"/> 洋服、下着（特に女性用） <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> タオル、洋服、生活雑貨	<input type="checkbox"/> ティッシュ、トイレットペーパー ^一 <input type="checkbox"/> カイロ <input type="checkbox"/> 仮設トイレ、簡易トイレ <input type="checkbox"/> 石鹼、歯ブラシ
高齢者・障がい者・ 乳幼児用	<input type="checkbox"/> 乳幼児・高齢者用食料 <input type="checkbox"/> 粉ミルク、哺乳瓶 <input type="checkbox"/> アレルギー対応食料	

※発災直後は、おにぎり・パン等すぐに食べられる食料を必要とする。

※衣類、日用品などはすべて新品とする。

様 式 編

様式1 応援申し出受付簿

様式2 応援要請書

様式3 応援要請一覧表

様式4 大規模災害時における応援要請書

様式5 大規模災害時における応援受諾報告書

様式6 応援受入団体別一覧

様式7 応援受入名簿

様式8 応援受入状況報告書

他自治体等→三島市

様式第1号

応援申し出受付簿

※支援区分：人的・物的

様式第2号

年 月 日

応援要請書

要請班・課			業務番号 (※動員対策班処理欄)
人的支援要請 の業務名			
要請内容			
要請先希望	<input type="checkbox"/> 他自治体 <input type="checkbox"/> ボランティア (月 日 ボランティア本部に要請済) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他()		
1日当たりの 必要人数	人		
必要な資格・ 経験・職種			
持参してもらいた い資機材等			
期間(想定)	年 月 日 ~ 年 月 日		
活動場所			
担当者	氏名： 電話： (内線) FAX：		
備 考			
※動員対策班 処理欄	対応状況	<input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 処理中 <input type="checkbox"/> 処理終了 (月 日)	
	対応結果		

應援要請一覽表

※対応状況には、「未処理」は×、「処理中」は△、「処理終了」は○を記入すること。□

様式第4号

大規模災害時における応援要請書

番 号

年 月 日

様

静岡県三島市長

印

○○協定に基づいて、下記のとおり応援を要請します。
(様式第5号も同時に送ること)

記

1 人的支援

業務名		業務番号	
要請内容			
必要人数	人		
必要な資格・経験・職種			
持参してもらいたい資機材等			
期間(予定)	年 月 日	～	年 月 日
集合場所			
活動場所			

2 物的支援

支援物資	(別紙のとおり)
納品希望日	
納品場所	

3 連絡先

業務担当	班・課名 : 電話 :	担当 : FAX :
受入担当窓口	動員対策班 担当 : 電話 :	FAX :

様式第5号

大規模災害時における応援受諾報告書

番 号
年 月 日

静岡県三島市長 様

受諾団体 印

年 月 日付けで依頼のありました大規模災害時における応援要請について、下記のとおり回答します。

記

1 人的支援

業務名		業務番号	
応援可能人数	人		
応援者名前	(別紙のとおり)		
資格・経験・職種			
持参できる資機材等			
派遣期間	年 月 日	～	年 月 日

2 物的支援

支援物資	
納品予定日	年 月 日
納品場所	

3 連絡先

所属 :	担当 :
電話 :	
FAX :	

別紙

NO	所属	氏名	性別	年齢	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式第6号

応援受入団体別一覧

※依頼窓口欄には「動員対策班」又は「担当班・課」を記入すること。

応援受入名簿

受入番号	団体名	氏名	依頼窓口 ※	業務番号	受入班・課	性別	年齢	応援期間		備考
								開始	終了	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	
								/	/	

※依頼窓口欄には「動員対策班」又は「担当班・課」を記入すること。

様式第8号

応援受入状況報告書

年 月 日

班・課長

動員対策班長

動員対策班を経由せずに直接、人的応援要請を行った受入れの(予定・状況)について報告します。

受入班・課							
業務名							
応援団体名							
受入人数	人						
受入期間	年 月 日			～ 年 月 日			
活動場所							
担当者	氏名： 電話： (内線) FAX：						
備考							

資料編

資料1　自治体災害応援協定締結先一覧

資料2　民間事業者協定・覚書締結先一覧

資料3　自衛隊への応援要請

資料4　関係法令

自治体災害応援協定締結先一覧

締結日	協定の名称(締結自治体名)	主な内容
1 平成24年12月19日	東京都狛江市との災害時における相互応援に関する協定 狛江市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
2 平成25年2月28日	新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定 三条市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難が必要な被災者の受入れ ・市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
3 平成25年3月25日	埼玉県鴻巣市との災害時における相互応援に関する協定 鴻巣市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難が必要な被災者の受入れ
4 平成27年10月30日	栃木県佐野市との災害時における相互支援協定 佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水等の生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出及び応急復旧に必要な職員の派遣並びにこれらに必要な資機材等の提供 ・避難が必要な被災者の受入れ
5 平成13年3月30日	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定 県内全市町	災害時における一般廃棄物の処理
6 平成13年2月2日	裾野市及び三島市間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定 裾野市	・災害または事故等により、一般廃棄物の適切な処理に支障が生じた場合の相互援助
7 平成13年3月16日	熱海市及び三島市間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書 熱海市	災害時又は事故時における一般廃棄物の処理
8 平成24年3月21日	駿豆線沿線地域活性化協議会災害時における協力に関する協定 伊豆の国市、伊豆市、函南町	<ul style="list-style-type: none"> ・参加市町等における情報の共有 ・旅客の安全確保 ・地域住民等への情報提供 ・旅客への物資及び食糧の提供
9 昭和62年4月1日	静岡県消防相互応援協定 県内35市町及び16消防本部	災害時における消防活動の相互応援
10 平成12年10月2日	水道災害相互応援に関する協定書 御殿場市、小山町、沼津市、裾野市、長泉町	応援対策及び復旧対策に関する相互応援
11 平成13年9月7日	水道災害相互応援実施に関する覚書 長泉町	水道水の相互応援(応援給水)
12 平成13年9月7日	水道災害相互応援実施に関する覚書 裾野市	水道水の相互応援(応援給水)
13 平成13年9月7日	水道災害相互応援実施に関する覚書 沼津市	水道水の相互応援(応援給水)

締結日	協定の名称(締結自治体名)	主な内容
14 平成17年4月1日	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定 横浜市、掛川市、亀山市、桑名市、湖南市、甲賀市、小田原市、清水町、草津市、袋井市、大磯町、大津市、大田区、長泉町、藤枝市、函南町、箱根町、品川区、豊明市、鈴鹿市	食糧、飲料水、生活必需品、被災者の救助、医療、防疫、職員派遣等
15 平成18年5月10日	環富士山地域における災害時の相互応援に係る協定 御殿場市、山中湖村、小山町、沼津市、身延町、裾野市、西桂町、長泉町、都留市、忍野村、富士河口湖町、富士吉田市、富士宮市、富士市、鳴沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導活動、避難者の救出救護活動、避難者受入施設提供 ・食糧、飲料水、生活必需品の提供 ・被災市町村災害対策本部設置施設の提供、応援復旧活動 ・長期避難生活者への仮設住宅提供 ・児童生徒の受入、災害ボランティアの斡旋 ・人材派遣、資機材提供等
16 平成18年11月30日	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定 伊東市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、河津町、開成町、御殿場市、山中湖村、山北町、小山町、小田原市、松崎町、松田町、沼津市、真鶴町、身延町、裾野市、清水町、西伊豆町、西桂町、大井町、中井町、長泉町、東伊豆町、湯河原町、道志村、南伊豆町、南足柄市、忍野村、熱海市、函南町、箱根町、富士河口湖町、富士吉田市、富士宮市、富士市、鳴沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助 ・医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ・被災者を一時受入れるための施設の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣、その他必要と認める事項
17 平成17年4月1日	災害時等の相互応援に関する協定(東部地区災害応援協定) 伊東市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、河津町、御殿場市、小山町、松崎町、沼津市、裾野市、清水町、西伊豆町、長泉町、東伊豆町、南伊豆町、熱海市、函南町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・資材、生活物資の斡旋及び提供 ・職員の派遣等
18 平成23年11月10日	中越大震災ネットワークおぢや 小千谷市	被災自治体の災害応援業務支援のための情報提供ほか
19 平成20年8月26日	覚書 静岡県立三島長陵高等学校	JR滞留旅客用の避難施設としての利用
20 平成6年4月1日	覚書 静岡県立三島北高等学校	避難所施設としての使用
21 平成6年4月1日	覚書 静岡県立三島南高等学校	避難所施設としての使用
22 令和6年4月1日	覚書 静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令時に玉沢地区住民の指定緊急避難場所として静岡県健康福祉交流プラザを使用すること ・静岡県健康福祉交流プラザの敷地をヘリポート基地予定場所として指定する場合の取扱い
23 令和6年9月4日	静岡県健康福祉交流プラザを指定緊急避難場所及びヘリポートとして使用する覚書に係る協議書 静岡県	覚書に基づく使用可能施設、施設管理、損失の負担、備蓄資材の保管等の協議

合計 23件

民間事業者災害協定・覚書締結先一覧

資料2

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
【情報収集及び伝達】 12件			
1 平成09年06月01日	株式会社エフエムみしま・かんなみ	非常災害放送に関する協定書	災害が発生または発生する恐れがある際の非常災害放送(他の放送に優先して行う臨時の放送)
2 平成23年07月01日	静岡エフエム放送株式会社	非常災害放送に関する協定書	災害が発生または発生する恐れがある際の非常災害放送(他の放送に優先して行う臨時の放送)
3 平成24年07月02日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	・三島市公式ホームページへのアクセス集中による閲覧負荷の軽減 ・緊急時の避難勧告等緊急情報の発信源確保
4 平成25年07月01日	東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	停電時における情報発信に関する協定	三島市メール配信サービスを通じた停電情報の提供
5 平成26年01月20日	西日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 社静岡支店	特設公衆電話の設置・利用・管理
6 平成27年04月22日	株式会社TOKAIケーブル ネットワーク	災害時における災害緊急放送等に関する協定	・災害時にコミュニティチャンネルで行う臨時の放送 ・生活飲料水の供給
7 平成28年01月20日	株式会社ドゥシステム、株式会社フューチャーリンクネットワーク	三島市の行政情報等の配信に関する協定	ポータルサイトに関する広報活動(行政情報及び防災・緊急情報)への協力
8 平成29年12月20日	株式会社コロナ	災害時における無人航空機の活用に関する協定	無人航空機を活用した情報収集
9 令和02年01月15日	株式会社KENZO	災害時における支援協力に関する協定	災害時におけるドローンによる情報収集、画像や動画の提供、トラックによる物資配達
10 令和02年10月21日	有限会社IDLマネジメントシステムズ	災害時における無人航空機の活用に関する協定	無人航空機を活用した情報収集
11 令和03年03月05日	株式会社TOKAIケーブル ネットワーク、沼津河川国道事務所、富士砂防事務所	情報の提供に関する協定	相互に提供する河川情報や河川等カメラ映像を有線テレビジョン放送等経由で地域住民に情報を提供
12 令和03年06月16日	東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	大規模停電時には、情報連絡員を災害対策本部に派遣、情報連携
【食料、生活必需品、資機材の提供】 29件			
13 昭和57年06月25日	静岡県電機商業組合三島支部	災害時に必要な物資の調達に関する協定	懐中電灯等の供給
14 昭和57年06月25日	有限会社加藤興産 エッグマート松本店	災害時に必要な物資の調達に関する協定	食料品、日用品の供給
15 平成22年05月28日	株式会社イトーヨーカ堂 三島店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	食料品、衣料、日用品の供給
16 平成22年06月30日	第一段ボール株式会社	災害時における段ボール等の提供に関する協定	避難所への段ボール等の提供
17 平成22年08月05日	ダイドードリンコ株式会社	災害時における飲料水等の供給に関する協定	飲料水等の供給
18 平成22年08月05日	マックスバリュ東海株式会社	災害時における支援協力に関する協定書	食料品、衣料、日用品の供給
19 平成24年07月20日	株式会社アイン	災害時における飲料水等の供給に関する協定	飲料水等の供給
20 平成24年10月30日	株式会社マルヨ	災害時における仕出し弁当及び飲料水の供給に関する協定	仕出し弁当及び飲料水の供給
21 平成24年11月16日	株式会社エムアイファクトリー、株式会社ミロク	災害時における生活飲料水の供給に関する協定	生活飲料水の供給

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
22 平成25年01月08日	株式会社ビッグ富士	災害時における食料品等の供給に関する協定	食料品等の提供
23 平成25年01月08日	ウエルシア薬局株式会社、株式会社CFSコーポレーション	災害時における物資の調達に関する協定	食料品、子供用品、生活・衛生用品等の提供
24 平成29年11月22日	株式会社エンチヨーホームアシスト	大規模災害時における物資の供給に関する協定	日用品、ペット用品、自転車、建築用品等の供給
25 平成30年08月08日	伊豆総業株式会社	災害時における仮設トイレの供給等に関する協定	仮設トイレの供給
26 平成30年10月22日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	福祉用具等物資の優先供給
27 令和02年10月05日	株式会社木村鑄造所	大規模災害時における物資の供給に関する協定	避難所用発泡スチロール製パーテーション等の供給
28 令和02年10月13日	王子コンテナー株式会社富士工場	大規模災害時における物資の供給に関する協定	災害緊急時用段ボールベッド等の供給
29 令和02年10月28日	中北薬品株式会社	地域の健康づくり及び大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定	日用品等の生活物資等の供給
30 令和02年12月15日	山一産業株式会社 キンレントオール静岡三島イベントセンター	ダス 大規模災害時におけるレンタル機材の貸与に関する協定	冷暖房機・仮設トイレ等のレンタル機材の貸与
31 令和03年03月02日	コアレックス信栄株式会社	大規模災害時における物資の供給に関する協定	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ハンドタオル(ペーパータオル)の供給
32 令和03年10月28日	株式会社西原商会東海	大規模災害時における協力に関する協定	施設及び食料の提供
33 令和04年03月29日	ムービングベース合同会社	大規模災害時における物資の供給等に関する協定	電源車、蓄電池等の供給
34 令和04年09月21日	株式会社 カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	物資の供給
35 令和04年10月13日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	物資の供給
36 令和05年06月23日	(株)電業社機械製作所	大規模災害時における協力に関する協定	生活用水、太陽光発電設備及び蓄電池からの電力の提供
37 令和05年12月19日	静岡県LPガス協会三島地区会	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	避難所等のLPガス供給施設に対する支援
38 令和07年03月21日	ハーベストネクスト株式会社	災害時における食事等の提供に関する協定	・給食施設・設備を使用した食事の提供 ・設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務
39 令和07年03月24日	フジ産業株式会社	災害時における食事等の提供に関する協定	・給食施設・設備を使用した食事の提供 ・設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務
40 令和07年03月24日	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	災害時における食事等の提供に関する協定	・給食施設・設備を使用した食事の提供 ・設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務
41 令和07年03月28日	全国キッチンカー事業振興協会	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	・キッチンカーによる避難所等での炊き出しの実施 ・食材及び物資の供給

【物資輸送】 8件

42 昭和57年04月01日	静岡県石油商業組合三島支部	緊急輸送に必要な燃料供給協定書	石油燃料の供給
43 平成13年10月24日	静岡県タクシー協会沼津・三島支部	災害支援に関する協定書	被災状況の情報提供、緊急輸送活動
44 平成23年01月24日	横浜ゴム株式会社三島工場	災害時における運搬用フォークリフトの提供等に関する協定	救援物資のフォークリフト等による荷捌き等
45 平成23年01月24日	イワタレッカー有限会社	災害時における車両の運搬等の協力に関する協定	フォークリフト等の車両の運搬等の協力
46 平成25年11月07日	佐川急便株式会社、佐川急便株式会社中部支社	災害時における支援協力に関する協定	支援物資の避難所等への配達、一時保管、仕分け

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
47 平成26年05月07日	株式会社シンエイ	災害時における支援協力に関する協定	支援物資の避難所等への配達、一時保管、仕分け
48 令和02年01月15日	駿豆通運倉庫株式会社	災害時における支援協力に関する協定	物資の配達、施設の提供、フォークリフト及びオペレーターの提供
49 令和03年01月05日	一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県トラック協会東部分室	災害時における支援協力に関する協定	支援物資の避難所等への配達

【医療救護活動・健康支援】 8件

50 昭和57年04月01日	一般社団法人三島市医師会	災害時の救護活動に関する覚書	救護活動
51 昭和57年04月01日	一般社団法人三島市医師会	三島市病院等設備緊急整備事業に関する覚書	災害時に必要な医薬材料の整備・管理委任
52 平成13年09月16日	一般社団法人三島市歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	・医療救護活動、死体の検案 ・その他必要な事項
53 平成21年05月15日	三島市薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	救護活動
54 平成26年10月24日	静岡県獣医師会田方支部	災害時における動物救護活動に関する協定	飼育動物に対する救護活動
55 平成29年02月03日	公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会・三島	大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定	・避難所等における鍼灸・マッサージ施術 ・避難所等におけるエコノミークラス症候群等の予防指導 ・災害対応従事者の疲労回復の支援
56 平成29年07月03日	公益社団法人静岡県鍼灸師会東部支部	大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定	・避難所等における鍼灸・マッサージ施術 ・避難所等におけるエコノミークラス症候群等の予防指導 ・災害対応従事者の疲労回復の支援
57 令和04年11月18日	一般社団法人静岡県助産師会	災害時等の母子支援に関する協定	・母子に対する健康診査等 ・母子に対する健康相談・心身ケア(母乳育児相談も含む。) ・母子の状態による医療機関への搬送に関する助言 ・転院困難な妊産婦への処置(分娩介助、分娩後の処置等) ・三島市妊産婦助産救護ネットワークの医療機関との母子支援に関する連絡調整

【応急復旧業務】 14件

58 平成14年07月02日	三島市指定上下水道工事店協同組合	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	・上下水道施設の応急復旧 ・公共施設・避難施設等への仮設給排水設備の設置等
59 平成14年10月22日	三島市建設事業協同組合	建設業者による災害応急対策に関する協定書	公共土木施設の応急復旧
60 平成18年05月09日	三島建設業協力会	建設業者による災害応急対策に関する協定書	公共土木施設の応急復旧
61 平成20年10月20日	三島電設業協会	災害時における応急対策活動に関する協定書	公共施設の電気設備関係の応急復旧
62 平成22年03月25日	三島市造園建設業協会	造園建設業者による災害応急対策に関する協定書	公共緑化施設の応急復旧
63 平成22年12月03日	株式会社じょうじ建設	建設業者による災害応急対策に関する協定	公共土木施設の応急復旧
64 平成22年12月20日	鶴よし建設株式会社	建設業者による災害応急対策に関する協定	公共土木施設の応急復旧
65 平成23年04月01日	一般社団法人静岡県測量設計業協会	災害時における測量設計等業務委託に関する協定	公共施設の測量設計等業務の実施
66 平成24年04月01日	一般社団法人静岡県地質調査業協会	災害時における地質調査等業務委託に関する協定	公共施設の地質調査等業務の実施

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
67 平成26年04月18日	東レ建設株式会社 支店	三島建設業者による災害応急対策に関する協定	避難路、緊急輸送路の応急復旧工事、被災地の応急復旧工事
68 令和04年04月13日	市川建設株式会社	建設業者による災害応急対策に関する協定書	応急復旧工事
69 令和04年08月04日	株式会社 真和	建設業者による災害応急対策に関する協定書	応急復旧工事
70 令和05年10月27日	有限会社道場開発	建設業者による災害応急対策に関する協定	応急復旧工事
71 令和05年11月16日	山幸建設株式会社	建設業者による災害応急対策に関する協定	応急復旧工事

【施設の提供】 14件

72 平成24年11月12日	伊豆総業株式会社、三島青果株式会社	災害時における施設等の提供に関する協定書	三島青果市場の施設等の提供
73 平成24年12月26日	三島市旅館組合	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	宿泊施設の提供
74 平成25年02月19日	株式会社蒲郡オレンジパーク	災害時における施設等の提供に関する協定書	伊豆フルーツパーク施設等の提供
75 平成25年07月26日	日本大学国際関係学部	災害時における連携に関する協定	・施設の提供 ・ボランティア活動の支援
76 平成26年01月30日	順天堂大学保健看護学部	連携協働に関する協定書	災害時の連携、救護所としての施設の利用
77 平成26年05月26日	三島カントリークラブ	災害時における施設等の提供に関する協定	市民への応急対策に必要な施設、敷地の使用
78 平成26年05月26日	湯郷 三島温泉	災害時における施設等の提供に関する協定	市民への応急対策に必要な施設、敷地の使用
79 平成27年01月30日	順天堂大学保健看護学部	災害時医療救護体制に関する覚書	医療救護所として施設使用の協力、医療救護活動及び健康支援活動への可能な範囲での協力
80 平成29年07月03日	株式会社フジコー	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	・防災関係機関の活動拠点 ・帰宅困難者の一時待機場所 ・災害対策本部の災害応急業務での使用
81 平成30年06月05日	横浜ゴム株式会社三島工場	災害時における施設の使用に関する協定	近隣住民のうち、高齢者や障がい者等の指定避難所への避難が困難な方及びその支援者への避難場所となる施設の提供
82 平成31年02月15日	安久町内会、株式会社村の駅	大規模災害時における施設の提供等に関する協定	施設の提供、近隣自治会への食料等の提供(安久が窓口)、安久による避難誘導
83 平成31年03月04日	有限会社MKC(三島ジャンボゴルフセンター)	災害時における施設等の提供に関する協定	三島ジャンボゴルフセンターの施設及び井戸水の提供
84 令和01年07月01日	株式会社芦の湖カントリークラブ	芦の湖カントリークラブ施設等を災害時に指定緊急避難場所として使用することに関する覚書	施設の提供(指定緊急避難場所として)
85 令和05年12月18日	三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合	三島駅南口東街区A地区市街地再開発事業「帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」締結における覚書	帰宅困難者に対する一時待機場所としての施設の一部の提供、飲料水・食糧等の提供

【福祉避難所】 28件

86 平成31年02月13日	介護老人保健施設 梅名の里	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者等への避難所となる施設の提供
87 平成31年02月13日	介護老人保健施設 ラ・サンテふよう	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者等への避難所となる施設の提供
88 平成09年06月26日	特別養護老人ホームあかなすの里	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
89 平成09年06月26日	軽費老人ホーム(ケアハウス)玉沢昭寿園	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
90 平成09年06月26日	特別養護老人ホーム玉瀬園	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
91 平成09年06月26日	ケアハウストマト館	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
92 平成09年06月26日	特別養護老人ホーム御寿園	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
93 平成15年07月16日	特別養護老人ホームふるさとの丘	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
94 平成15年07月16日	特別養護老人ホーム北上の郷	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
95 平成24年03月21日	特別養護老人ホームいづテラス	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
96 平成27年10月30日	特別養護老人ホーム南二日町	災害時に要介護者等の避難施設としての社会福祉施設等を使用することに関する協定書	被災した在宅の要介護者等の施設の使用
97 平成28年03月24日	横浜ゴム株式会社三島工場、特別養護老人ホーム南二日町	福祉避難所の支援等に関する協定	福祉避難所の開設及び運営に必要な支援を横浜ゴム株式会社が行うこと
98 平成03年03月01日	梅の実保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
99 平成09年03月01日	加茂保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
100 平成09年03月01日	静岡恵明学園児童部	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
101 平成09年03月01日	恵明キッズフヨウビレッジ	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
102 平成09年03月01日	三島ようらん保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
103 平成09年03月01日	静岡恵明学園乳児部	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
104 平成09年03月01日	中郷西保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
105 平成09年03月01日	中郷南保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
106 平成09年03月01日	北上保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
107 平成09年03月01日	恵明保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
108 平成09年03月01日	白道保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
109 平成16年04月01日	恵明キッズコスモスビレッジ	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
110 平成24年04月01日	恵明キッズサクラビレッジ	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
111 平成30年03月30日	まりあ保育園	児童福祉施設等(通所)を災害時に避難所として使用することに関する覚書	住民の避難所となる施設の提供
112 平成09年07月17日	みはらしの丘、障害者福祉施設みはらしの里	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供
113 平成09年07月17日	みはらしの里、障害者福祉施設みはらしの丘	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	要介護者の避難施設の提供

【遺体措置】 9件

114 平成22年05月24日	株式会社平安	災害時における協力に関する協定	遺体の収容、安置、資機材、施設の提供
-----------------	--------	-----------------	--------------------

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
115 平成22年05月24日	株式会社農協葬祭	災害時における協力に関する協定	遺体の収容、安置、資機材、施設の提供
116 平成28年03月03日	株式会社ピー・ハウス	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	遺体保全剤(ドムス)の供給
117 平成29年11月06日	有限会社佐藤葬具店	大規模災害時における遺体措置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の措置に必要な資機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・遺体の搬送に関する手配
118 平成29年11月06日	合資会社ときかわ	大規模災害時における遺体措置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の措置に必要な資機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・遺体の搬送に関する手配
119 平成29年11月06日	株式会社ベルホール	大規模災害時における遺体措置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の措置に必要な資機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・遺体の搬送に関する手配
120 平成29年11月06日	静岡県葬祭業協同組合	大規模災害時における遺体措置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の措置に必要な資機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・遺体の搬送に関する手配
121 平成30年03月28日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時の遺体措置、施設提供等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容及び安置に必要な機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の搬送に関する手配 ・帰宅困難者に対する避難場所等となる施設の提供 ・避難場所等における被災者に対する食事等の提供
122 令和06年11月20日	株式会社東コーポレーション	大規模災害時における遺体措置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の措置に必要な資機材等の提供 ・遺体の処置(洗浄・縫合・消毒等) ・遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・遺体の搬送

【災害時個別業務】 18件

123 平成13年12月21日	東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	災害時等の新幹線駅の鉄道旅客の避難誘導に関する協定書	滞留旅客の避難誘導、避難地提供
124 平成18年10月25日	東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	災害時の災害派遣車両等の用地使用に関する覚書	電力復旧活動のための設備・資材置場用地提供
125 平成21年04月01日	静岡県土地家屋調査士 会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	家屋被害認定調査の要請(東部市町連名)
126 平成21年10月01日	公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会東部 支部	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供 ・空き家情報に基づく住宅提供
127 平成23年04月11日	三島市一般廃棄物組合	災害生活ごみの収集運搬に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に一時的に大量に排出される陶器、家具、布団等 ・避難市民の生活廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬
128 平成23年08月10日	シー・データー・システム株式会社	災害時における応急に関する協定書	水道に関する広報、電話対応等応援業務
129 平成24年10月16日	株式会社MYコミュニケーションズ	災害時における車両等の供給に関する協定書	車両、弁当の提供、臨床心理士等の派遣
130 平成25年09月06日	静岡県行政書士会	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	被災者支援相談窓口の設置、会員の派遣等
131 平成28年05月11日	株式会社ゼンリン東海	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時に利用する住宅地図、広域図、住宅地図インターネット配信サービス「Z NET TOWN」の認証IDの無償貸与

締結日	民間事業者・団体名	協定の名称	主な内容
132 平成29年06月29日	日本郵便株式会社三島郵便局	災害発生時における三島市と三島市内郵便局の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等としての車両の提供 ・被災者の避難先リスト等の情報の相互提供 ・災害救助法適用時の郵政事業に係る災害特別事務取扱・援護対策
133 平成29年12月26日	静岡県司法書士会	災害時における相談業務の支援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における相談要件調査 ・相続に関する相談 ・不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 ・不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 ・成年後見制度に関する相談
134 平成30年03月29日	静岡県弁護士会	平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時Q & A集をウェブサイトに掲載する ・災害時Q & A集を指定避難所に常備され、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築する ・定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施 ・発災後速やかに弁護士を派遣する体制を構築
135 平成30年08月08日	伊豆総業株式会社、有限会社中央衛生社	災害時におけるし尿の汲み取り等に関する協定	し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理
136 令和02年07月16日	ネットトヨタスルガ株式会社 社ほか8社	地方創生に関する包括連携協定	PHV・EV・FCVを活用した電力供給等、防災及び災害時における協力
137 令和04年01月14日	(個人)三嶋タクシー	大規模災害時における緊急輸送に関する協定	被災者及び避難行動要支援者の輸送
138 令和04年07月19日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	罹災証明書発行業務の支援、ドローン画像の提供
139 令和05年02月01日	社会福祉法人 三島市 社会福祉協議会	三島市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	三島市災害ボランティアセンターの設置・運営
140 令和07年03月28日	静岡県社会保険労務士会	大規模災害時における社会保険労務士業務に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・労働、雇用及び労働者災害に関する相談 ・健康保険及び年金保険に関する相談 ・その他社会保険労務士法に定める業務に関する相談

【平常時対策】 4件

141 平成24年09月10日	日本郵便株式会社三島郵便局	郵便差出箱への「避難所名表示」の設置に関する協定書	郵便差出箱に設置する避難所名表示の設置及び維持管理
142 平成28年02月09日	東海広業株式会社、東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社	地域貢献型電柱看板に関する協定書	東京電力及びNTT管理の電柱に地域貢献型電柱看板の掲出
143 平成30年03月28日	株式会社SBS情報システム	ICTを活用した防災のまちづくりに関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に被災者支援を一元管理するシステムの開発 ・住家被害認定調査に関するシステムの開発 ・避難所の運営の支援に関するシステムの開発 ・被災者を支援する実証事業
144 令和02年01月27日	株式会社TOKAIケーブルネットワーク	ICTを活用したまちづくりに関する協定	河川水位監視などIoTを活用した実証事業にすること

合計 144件

自衛隊への応援要請（三島市地域防災計画抜粋）

1 自衛隊への応援要請

(1) 災害派遣要請の要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の3要件を満たすものである。

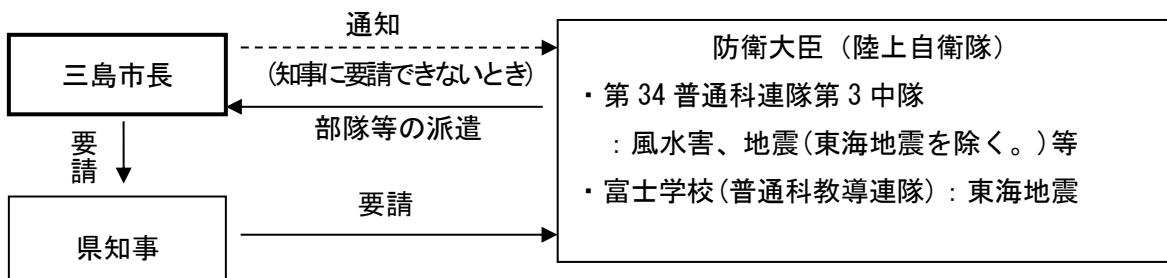
具体的な内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

区分	内 容	
要請の要件	緊 急 性	差し迫った必要性があること
	公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非 代 替 性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避 難 の 援 助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送などの援助
	遭難者等の捜索救助	遭難者等の捜索及び救助活動
	水 防 活 動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消 防 活 動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関と協力した消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	そ の 他	その他市長が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

(2) 災害派遣要請

区分	内容
要請者	知事
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し次の事項を明示した要請書により自衛隊派遣を要請する。 突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への要求ができない場合には、その旨及び該当地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。
要請書記載事項	<p>ア 災害時の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>イ 派遣を希望する期間</p> <p>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p>
自主派遣	<p>自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。</p> <p>ア 大規模な地震が発生した場合の情報収集する場合</p> <p>イ 通信の途絶等により県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合</p> <p>ウ 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められる場合</p> <p>この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。</p>

【自衛隊派遣要請の流れ】



【陸上自衛隊緊急時連絡先一覧】

部隊名 (駐屯地)	時間内 (時間外)	電話番号	県防災行政無線	
		代表番号	音 声	F A X
第34普通科連隊 (板妻駐屯地)	第3科長 (駐屯地当直司令)	御殿場 0550-89-1310 時間内線 235、236、237 時間外内線 301、302	地上系:5発信 衛星系:8発信 150-9000~9002	地上系:5発信 衛星系:8発信 150-8001
富士学校 (富士駐屯地)	企画室総括班長又 は防衛業計係長 (駐屯地当直司令)	須走 0550-75-2311 時間内線 2200、2234 時間外内線 2302	地上系:5発信 衛星系:8発信 151-9000~9002	地上系:5発信 衛星系:8発信 151-8001
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡調整 官(部隊当直)	静岡 054-261-3151	—	—

(3) 災害派遣部隊の受入体制

区分	内 容	
他の災害救助 復旧機関との 競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び 資材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たって、なるべく実効性のある計画をたてるとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に關係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。	
作業実施に 必要な物資・ 資機材等	市長は、作業実施に必要な物資及び資機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより、県へ要請するものとする。	
自衛隊との 連絡交渉の 窓口の一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口は危機管理監に一本化するものとする。	
派遣部隊の 受 入 れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。	
	活動拠点	南二日町広場を基本とし、被災状況により他の広場を活用する。
	ヘリコプター 発着場所	市長がヘリポート基地予定場所の中から指定する場所
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等を可能な限り市役所庁舎内に指定する。
	宿舎等	屋内施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人1畳を基準とし、水、トイレ、地図等の確保又は提供に努める。
	材料置場・ 炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場(車1台の基準は3m×8mである。)

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(5) 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として市が負担するものとする。

(6) その他

市以外の防災関係機関は自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

関係法令

災害対策基本法

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

地方自治法

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。